

第 2 章

韓国の障害者法制

— 障害者差別禁止法を中心に —

崔 栄繁

要約：

2001 年，韓国では国家人権委員会が設立され，2007 年に，障害者差別禁止及び権利救済に関する法律（障害者差別禁止法）が制定され，その翌年 4 月より施行されている。障害者差別禁止法は障推連という NGO ネットワークがその立法を主導し，法の内容にも大きな影響を与えた。法の適用の範囲，合理的配慮たる「正当な便宜」規定，損害賠償額の推定や立証責任の配分，障害差別禁止法の救済機関としての国家人権委員会の役割と実効性など，日本の障害者に関する権利法制度の確立に大きな示唆を与えると考える。

キーワード：

障害者差別禁止法 障害者差別禁止法施行令 国家人権委員会 障推連
正当な便宜

第 1 節 はじめに

2001 年から 2007 年までの 7 年間のうちに，韓国の障害者¹をとりまく状況を大きく変える法的環境が整えられた。この間，さまざまな法律がつくられたが，なかでも重要なのは「国家人権委員会法」（2001 年），「障害のある人の権利に関する条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities，以下，障害者権利条約）（2006 年），「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」（
，以下，障害者差別禁止法）（2007 年）²である。

障害者権利条約と障害者差別禁止法は、ほぼ同じ時期に本格的な制定活動が始まり、ほぼ同じ時期に採択された。これは、偶然の一致ではない。障害当事者、障害者団体、障害関係団体の力強い運動は、それらの制定過程や内容に影響を与えた。加えて、人権の確立に大きな関心と理解をもつ政権が継続したことも、それを可能にさせた大きな要因である。

たとえば、障害者権利条約は、2002 年から 2006 年にかけて国連総会の下に設置された特別委員会（Ad Hoc Committee）において交渉が行われ、2006 年 12 月に国連総会で採択されたが、この交渉過程に韓国は民間団体・政府ともに積極的に参画し、同条約 6 条（女性障害者）や 19 条（自立生活）の成立に大きく貢献した³。

障害者差別禁止法の制定においては、以下に見るように、「障害者差別禁止法制定推進連帯」（現在の「障害者差別禁止実践連帯」。以下「障推連」と略記する）⁴という NGO ネットワークが法制定の動きを主導した。本法の内容も運動の影響を大きく反映している。これらの理解が韓国の差別禁止法を理解する上で欠かせない。

以上の見識を踏まえ、韓国における障害者の権利保障制度について障害者差別禁止法を中心に紹介し、日本における障害者の権利保障法制度の確立への手がかりを提示することを本稿の目的とする。まず、障害者関連法制度並びに差別を包括的に禁止する国家人権委員会法について紹介し、「障害者」差別禁止法の制定過程と内容、同法にもとづく救済の仕組みと実例を挙げる。続いて、同法における「正当な便宜」について、障害者への実質的な差別禁止のための新たな概念として障害者権利条約において規定された「合理的配慮⁵」との関係の考察を試み、まとめとして、日本における障害者権利保障制度の確立への手がかりを提示する⁶。

第 2 節 韓国の障害者関連法制度

1. 憲法並びに障害者関連法

まず、憲法において一般的な平等権の保障規定や保護規定がされている。大韓民国憲法第 10 条では幸福追求権、第 11 条に平等権、第 34 条に生存権規定がある。特に第 34 条 5 項で生活能力を持たない身体障害者の保護についての規定されている点が日本国憲法と大きく違う点である。

また、韓国には以下のような障害者に関する法律がある。「障害者特殊教育法」、「障害者福祉法」、「障害者雇用促進並びに職業リハビリテーション法」、「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法律」、「交通弱者移動便宜増進法」、「障害者企業活動促進法」、そして障害者差別禁止法である。本稿に関連して、施策推進法たる「交通弱者移動便宜増進法」の第 3 条には「交通弱者の移動の権利」が規定されている。この「移動の権利」の裁判等における実効性については特に触れない。

さらに障害者権利条約と国内法の関係において、憲法第6条で、締結された条約は国内法と同じ効力を持つと規定している。2008年12月11日に批准した障害者権利条約は国内法としての効力を持つことになったと解釈される。

2. 国家人権委員会

(1) 役割

ここでは、障害者の権利保障に関する主要な法律として2001年に施行された国家人権委員会法を取り上げる。同法は、いわゆるパリ原則に基づいた人権機関であり、金大中政権の公約によって設置された国家機関たる「国家人権委員会」(가 ; National Human Rights Commission of Korea)の組織法である。国家人権委員会は司法、立法、行政という三権から独立した国家機関であり、その独立性が規定されており(同法第3条等)⁷、障害者差別禁止法では、同法における救済機関として位置付けられている。したがって国家人権委員会についての理解は本稿の目的たる障害者差別禁止法の研究に必須である。

国家人権委員会は、平等権の侵害行為となる差別行為、並びに憲法10条から22条に規定されている基本的人権の侵害について調査を行う機関である。このうちの「平等権侵害の差別行為」を取り扱う部局として「差別是正本部」(가)が置かれ、その中に「障害差別チーム」(가)が設置されている。ここが国家人権委員会法や障害者差別禁止法等に規定されている差別の調査等を行う部署となる。国家人権委員会法第2条では「平等権侵害の差別行為」についての定義がなされており、雇用やサービス利用における特定の者の優待や不利益な待遇について禁止し、障害者、非正規職労働者、外国人などの救済の対象を定めている⁸。第4条では、本法の適用範囲を韓国国民と韓国領域内に居る外国人と定め、差別行為を受けた当事者のみならず、その事実を知っている人や団体も申立ができるとされる。申立がない場合も、人権侵害や差別行為があると信ずるに足る相当の根拠があり、その内容が重大であると認められる場合は職権調査が可能である。調査対象はすべての国家機関、地方自治体、各級学校、私人(法人、団体、私人)である(第30条)。

手続きとしては、まず、申立のあった案件について調査を行うか棄却するかを決定する。そして調査を行ったものに対し、勧告を出すか却下をするかを決定する。職権調査を行うことができるが、是正命令権はない。調査から勧告あるいは却下までの機関は、2007年は平均で96日、6ヶ月以上所要した案件は総案件数239件のうち86件、1年以上かかった案件は8件である⁹。是正勧告は、加害側の実名を公表し、公示する。重大な事例についてはマスコミ報道もされる¹⁰。国家人権委員会法による人権救済の他に、2008年4月からは障害者差別禁止法における「障害者差別是正機構」すなわち差別救済機関としての役割を担うこととなったのである。

差別是正のための命令権は付与されず、勧告のみ行使するという実効性の問題がある。障害差別に関して見ると、2001 年 11 月から 2007 年 12 月までの障害差別申立事件における勧告件数総 50 件のうち、勧告の受容率は 95.7%であり、民間部門は 100%に上る¹¹。さらに、勧告まで行かずとも、国家機関が調査に乗り出すことで、被申立人がみずから申立内容について受容し、申立内容が解決する例が多いとの事である¹²。申立案件の内容に対する判断基準など、民間の障害者や団体との認識の差も考えられ、簡単に結論は出せないが、差別事例についての救済機能は、一定程度、有効に作用していると見ていいだろう。

(2) 意義と課題

国家人権委員会法第 2 条では、同法における「人権」について、憲法規定のそれ他に韓国が加盟した人権条約や国際慣行において認められている人権、としている。国内の人権救済機関が国際人権条約をそのまま規範として援用できることは、人権意識の向上に大きく役立つ。さらに、三権から独立した国家機関というのは大変興味深い。三権全ての領域における権利侵害と差別行為についての調査や是正勧告を、さまざまな人権規範に基づいて中立的に行うことができるのである。日本の場合、人権条約の規定が国内の裁判所で言及されることが非常に少なく、裁判規範等になりえていないという問題があることを鑑みるに¹³、こうした国家人権委員会のあり方は、人権の普遍的意義を各分野において具現化するという大きな意義があると思われる。

一方、是正命令権が付与されていないことは、実効性の面における限界点として指摘できる。これについては、仮に是正命令権がある場合、決定過程における人権の解釈を非常に厳格に行わなければならない、その点で裁判所との違いをそれほど出せなくなってしまうという意見もあるが、いずれにせよ、2009 年 4 月から段階的に適用が開始される「正当な便宜」について、個別案件が増大することが予想される。障害者差別禁止法の実効性が正に問われ始めるのである。「お金」のかかる正当な便宜供与義務をどこまで国家人権委員会の勧告が担保できるのか。政権ごとに大きく政策転換が行われる韓国の政治制度の中で、小さな政府を掲げる現政権の下、現在 8 名の障害担当部署の調査人員拡充など、どの程度まで体制が整備されるのか、今後の課題も大きい。

第 3 節 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律及び同施行令

1. 障害者差別禁止法制定の経緯¹⁴

(1) 障推連の結成

2000 年 10 月、米国のワシントンで開催された「障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act、以下 ADA）制定 10 周年記念「障害者の権利法制国際シンポジウム」に大

きく影響を受け、翌年から NGO の立法活動が本格化する。これらの動きの背景には、階段昇降機からの墜落事故などが発生し障害者が被害者となっても、既存の法体系では救済されなかったということがある¹⁵。そして「韓国障害者団体総連盟」()が障害者差別禁止法制定運動への連帯と大衆運動化を提案し、2003 年 4 月、58 団体で障推連を結成した。韓国 DPI などが所属する「韓国障害者団体総連合会」()も加わり、一種の大同団結を成し遂げたのである。理念や主張が異なる主要な障害者団体、関係団体が一同に集まり、障推連というネットワークの組織化は、「一つの山を越えた」瞬間であった¹⁶。

(2) 法案の作成

障推連は、すぐに法案作りのための活動に入った。障推連は「法制定委員会」と「全体連帯団体」で構成され、法制定委員会が法案作成に当たった。ここには団体関係者の他、法律家などの専門家が参加している。障推連は、2003 年 6 月から 10 月まで 9 回の連続公開討論会を開催し、同年 10 月には「東アジア国際シンポジウム」を開催する等、非常に活発に活動している。これらの結果を踏まえ 2003 年 11 月から 2004 年 4 月までの 6 ヶ月間、法制定委員会のチーム別に草案作りを行った。2004 年 5 月にはソウルで二日間の大規模討論会を開催し、同年 7 月から 9 月には地域巡回公聴会を 8 つの都市で開催している。これら一連の活動で得た障害当事者や関係者の声を反映させた「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律(案)」を 9 月に発表し、法学者等の諮問討論会を経て、11 月に修正案(以下、障推連案)を公表したのである。内容には立ち入らないが、全 104 条に 3 つの付則というものである。そして、(a)国家人権委員会から独立した障害者差別禁止委員会の設置、(b)実効的な権利救済手段としての是正命令、(c)立証責任の転換、(d)懲罰的賠償制度導入、の 4 つの主要獲得目標を設定した。(a)と(b)に関しては、是正命令権のない国家人権委員会の実効性に疑問を持っていたためである。

平行して政府等も動き出した。2003 年 4 月、保健福祉省(当時)から政府案原案が出されるも他省庁や障推連から議論の対象とされず、塩漬け状態となった。国家人権委員会も国家人権委員会法に基づき、障害のみならず他の少数者の差別からの救済を包括的に規定する「差別禁止法」案の作成に入っている。

(3) 法制定まで

2005 年に入り、障推連は政府主導による法案作りを阻止する運動を展開した。保健福祉省の政府案原案は撤回されたが、政府は人権救済機関を国家人権委員会に一元化する方針を固め、同時に、国家人権委員会が「差別禁止法」案を提示した。同年 9 月障推連案は、民主労働党を通じ、若干の修正を経て民主労働党案として国会に発議された。実質的に障推連案が国会に出されたということになる。後にこのことが大きな影響を及ぼすこととな

る。

2006 年に入り，市民社会と政府による立法への動きが具体化する。まず，国家人権委員会が障害個別の差別禁止法が必要との見解を出し，障推連の運動に弾みがついた。2006 年 5 月，大統領諮問貧富格差是正委員会が民官共同で差別禁止法の作成をする旨の提案を障推連に行い，障推連は対等な立場を条件にこれに応じた。そして，政府 12 の関係省庁と障推連で構成する「障害者差別禁止法民官共同企画団」（以下，共同企画団）を結成されたのである。企画団会議が 7 回，小委員会が 5 回開催され，ここでの議論のベースとなったのが，民主労働党案すなわち障推連案である。共同企画団での議論を重ねるうちに政府側も次第に障推連案の内容に理解をしてきたという。しかし，独自の障害者差別禁止委員会，是正命令，懲罰的賠償，立証責任の転換等の問題については意見が分かれたまま，9 月に共同企画団案が作成された。

ウリ党は，障害当事者議員を中心に与党案作成を行い，結局，共同企画団案を党論と決定し，12 月 18 日に共同発議した。これに対抗して，保守系第一野党のハンナラ党（ ）も障害当事者議員が障推連案と企画団案を取り入れた法案をハンナラ党案として共同発議した。財界は，差別禁止法制定後の企業負担の増加を理由に法制定に反対の立場を明らかにした。それに対し障推連は，全国経済人連合と韓国経営者総会に対する糾弾大会の開催等，強力な運動を展開し，立場を変更させるという成果を挙げた。

2007 年 2 月，残された争点の最終的な妥協が図られ，3 月 6 日の本会議で採択された。4 月 10 日に公布され，その一年後の 2008 年 4 月 11 日より施行となった。

(4) 小括

上記のとおり，障推連が立法を主導した。障推連案は障害者団体関係者と法律専門家のさまざまな葛藤の中，障害当事者の声を最大限反映させた努力の結果物である（ ，2007）¹⁷。この障推連案が国会に民主労働党案として発議され，結果的に共同企画団案の骨子となり，障害者差別禁止法の基礎となったのである。この意義は大変大きい。障推連が当初掲げた 4 つの主要獲得目標は既存法体系との整合性等の問題から妥協を余儀なくされたが（Ibid），後述するように，工夫を凝らして，障推連の主張を盛り込む形で妥協がされている。

障推連は様々な立場の団体等からなる「寄せ集め所帯」として，組織を取りまとめてきた。そして，組織運営や運動方針，法案についての内部での議論，並びに対外的な交渉を数多く積み重ねてきている。詳細に触れる余裕はないが，そうした過程が，運動に参加した障害者並びに関係者自身の知識や交渉等の力量を増大させた面は否定できない。

2. 障害者差別禁止法の内容

(1) 概要

障害者差別禁止法は計 6 章, 50 条と付則から成る。第 1 章「総則」(第 1 条から第 9 条), 第 2 章「差別禁止」(第 10 条から第 32 条), 第 3 章「障害女性及び障害児童等」(第 33 条から第 37 条), 第 4 章「障害差別是正機構及び権利救済等」(第 38 条から第 45 条), 第 5 章「損害賠償・立証責任等」(第 46 条から第 48 条), 第 6 章「罰則」(第 49 条から第 50 条)となっている。

(2) 目的並びに定義等

第 1 条には, 全ての生活領域での障害を理由とした差別の禁止と差別を受けた者の救済によって, 完全な社会参加と平等を実現し, 尊厳と価値を具現する, としている。

障害並びに障害者の定義については, 第 2 条 2 号に「この法で禁止する差別行為の事由となる障害とは, 身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常生活又は社会生活に相当な制約を招く状態をいう」とあり, 第 2 項で第 1 項の障害がある者を障害者, としている。

障害の定義規定については, 期間(長期, 短期, 一時的), 判断基準, 損傷や機能喪失あるいは, そうしたものに対する態度や物理的障壁といった発生理由が争点であったが, 障推連等の提案からかなり縮小された概念となった(¹⁸, 2008)¹⁹。ここは, 障推連が最後の最後に妥協を余儀なくされた部分である。障推連は当初より「障害の医学モデル」と「障害の社会モデル」²⁰の調和型を主張し, 障害の期間について長期・短期・一時的全て盛り込むことや過去や未来に推測されること障推連案に盛り込み, 民主労働党案として国会に出している。これに対し保健福祉省は, 既存法との調和, 判断の容易性, 障害者権利条約第 1 条の規定等を理由に反対した, とされる。

しかし, 韓国の障害者差別禁止法は, 適用範囲に関して注目すべき工夫をしている。第 6 条の「差別禁止」条項である。ここで何人も障害と過去の障害の経歴並びに障害があると推測されることを理由にした差別をしてはならない, と規定しており, 同法の適用を受ける者の範囲を第 2 条で定義する「障害者」から実質的に広げている。

法律制定を優先するという理由で障推連が譲歩した障害並びに障害者の定義について, 第 6 条に一部を担保したということになる。第 6 条規定は, 障害の定義自体の議論を越えて, 法技術的に救済の対象を広げることができるため, 日本の障害者差別禁止法制度の確立に向けた取り組みにおいて大いに参考になる。

第 3 条は, かなり詳細な用語の定義を行っている。例えば, 「福祉施設」では法律的に承認されていない保護施設も含んでいる(14 項)。また 20 項が定義する「いじめ」には, 集団仲間はずれ, 放置, 遺棄, 嫌がらせ, 虐待, 金銭的搾取, 性的自己決定権の侵害等と

されており、虐待が含まれているのが特徴である。

(3) 差別行為と適用除外

第4条では、本法の核心の一つとなる障害を理由とする差別を定義している。直接差別（第4条1項-1）と間接差別（第4条1項-2）、正当な便宜供与の拒否（第4条1項-3）、不利な待遇を表示・助長を直接行う広告あるいは効果（第4条1項-4）という4類型に分けて規定している。広告による差別を除けば、障害者の権利条約第2条に定義された「障害に基づく差別」（Discrimination on the basis of disability）の類型や、ADAの差別類型とほぼ同じである（東，2008）。

第4条1項-2には「障害者に対し、形式的には制限・排除・分離・拒否等により不利に遇してはいないが、正当な事由なしに障害を考慮しない基準を適用することにより、障害者に不利な結果を招く場合」という間接差別の定義がされている。第3項の適用除外を加えると、2000年のEU均等待遇枠組指令（Council Directive on Establishing a General Framework）第2条2項(b)の規定²¹やADAにおける間接差別の理解に近い定義である²²。

本法の合理的配慮ともいえる「正当な便宜」（ ）は、韓国の障害者差別禁止法制度における核心の一つである。第4条1項-4で、「『正当な便宜』とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置をいう」と定義されている。「正当な便宜」の適用範囲の「段階的範囲」は大統領令で定めるとされ、2008年4月より施行された障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令によって、各分野における段階適用の時期や適用対象が規定された。正当な便宜については後に考察する。

これらの差別行為の禁止や正当な便宜供与に対し、第4条3項で以下のような適用除外規定を行っている。「第1項の規定にもかかわらず、次の各号の一つに該当する正当な事由がある場合には、これを差別と看做さない。1. 第1項の規定により禁止された差別行為を行わないことにおいて、過度な負担や著しく困難な事情等がある場合。2. 第2項の規定により禁止された差別行為が特定の職務や事業遂行の性質上、避けられない場合。この場合、特定職務や事業遂行の性質は、教育等のサービスにも適用されるものと看做す。これらの適用除外は、第1項の差別行為すべてにかかるものである。

(4) 国・地方自治体の義務

第8条では国や自治体の義務を規定している。第1項では障害者差別を防止し、差別を受けたものを救済し、障害者差別を実質的に解消するためにこの法で規定する差別是正について積極的な措置を行わなければならない、と規定し、同条2項では「正当な便宜」が供与されるよう、必要な技術的・行政的・財政的支援を行わなければならない、と規定し

ている。この第8条は、国や自治体に対し、「正当な便宜」の供与における支援など、差別禁止のみならず、差別の実質的な解消のための施策の推進を義務付けしたものである。これは、「正当な便宜」への支援や本法上の差別是正措置を行わない場合は本法の規定に違反する、ということになる。第1項の内容が具体的に何をさすのか、国や自治体に積極的な措置を請求することができる権利なのかが問題になる。今後どのように運用されるのか興味深い。

(5) 各論部 - 第2章，第3章

第2章は、各論部分である。「雇用」(第10条～第12条)、「教育」(第13条～第14条)、「財と用益」(第15条～第25条)、「司法・行政，サービス及び参政権」(第26条，第27条)、「母・父性権・性等」(第28条～第29条)「家庭・家族・福祉施設・健康権等」(第30条～第32条)というタイトルとなっており、本法は障害者のあらゆる生活領域をカバーする総合的な差別禁止法であるといえる。

本章では、差別禁止の条文を規定し、その後に「正当な便宜」の供与義務規定を置くという形が基本になっている。

まず、「雇用」に関連して、第10条では募集から解雇までの差別を禁止している。第11条は正当な便宜供与規定であり、第12条では採用以前の医学的検査を禁止している。ちなみに障害者雇用に関して、日本と同様、義務雇用制度を採っている韓国では、障害者差別禁止法の制定に当たり、当初、財界から義務雇用制の廃止をとの声もあった²³。現在では、積極的差別是正措置である義務雇用制と実質的機会の平等を図るための障害者差別禁止法は相互補完的な役割を果たすとの見解が示されている(²⁴，2008)²⁵。教育に関して、第13条1項では、教育責任者は障害者の入学支援及び入学を拒否できず、転校を強要できない、としている。韓国は原則統合教育を前提にしており、興味深い規定である。本法第35条3項の規定なども参考に、未就学児童がまだ多いといわれる韓国の動きに注目したい。第2章第3節は動産や不動産取引、建物や交通機関へのアクセス、情報アクセス、文化芸術活動や体育活動における差別を禁止しており、広範な分野をカバーしている。

個人情報保護を規定する第22条3項では、障害児童と精神障害者等の本人の同意を受けることが難しい障害者の代理行為者は民法の規定を遵守する、となっている。韓国民法は日本の旧民法における禁治産制度をそのまま受け継いでおり、本規定は現行法制度と障害者権利条約第12条の「法的能力」(legal capacity) 規定との関係で注目されるが、現在、特段問題になっていない模様である。

第2章で特に注目されるのが、第6節「家庭・家族・福祉施設・健康権等」である。特に第30条は非常に興味深い。ここでは、福祉施設職員だけでなく、家庭内や家族関係による障害者に対する不利益な取り扱いを禁止しており、第3項では、障害を理由に教育権や社会活動、移動や居住の自由を制限してはならず、権利行使から排除してはならない、と

規定している。これらの規定は、障推連の法案作りの際に全国で複数回行ったヒアリングや公聴会等に障害当事者から寄せられた差別事例が、この分野で一番多かったという結果によって障推連案として規定され、本法成立まで残ったものである、とのことである²⁶。

第 3 章として個別に障害女性や障害のある子どもについての規定がされている。「性による差別」は本法第 28 条で禁止しているが、個別に障害女性の章が設けられているのは、障推連の法案作りに女性障害者・団体が、女性障害者の声をまとめるための一つの「枠」として主体的に参画したためである。

(6) 差別是正機構 - 第 4 章

本法の一つの中核をなすのが、第 4 章から第 6 章にいたる救済に関する規定である。さまざまな限界はあるにせよ、実質的な救済を実現すべく随所に工夫が見られる。是正命令権や懲罰的賠償制度の導入、挙証責任の問題は、障推連と政府側が最後まで意見が対立した部分に関連する。

差別是正機構については第 38 条から第 42 条に規定されており、国家人権委員会の「障害者差別是正小委員会」が本法における第 1 次的な救済機関となる。救済機関は大きな争点のひとつであった。当初より障推連側は、国家人権委員会からも法務省からも独立した、是正命令が可能な「障害者権利委員会」の設置を主張していた。国家人権委員会は勧告の権限しかなく、実効性に疑問が提起されていたためである。本法における救済機関は結局国家人権委員会となり、ここでの救済ができない場合は、第 43 条で国家人権委員会の勧告不履行の際に法務大臣に是正命令をすることができるとした。2 元的救済制度である。手続き等に関しては国家人権委員会法に準拠する形となる（第 41 条）。

是正命令についても障推連と政府の間における争点の一つであり、法務大臣への是正命令権付与は、是正命令という救済措置を残すための妥協であった。

(7) 損害賠償、立証責任並びに罰則

第 5 章では損害賠償と立証責任についての規定がされている。第 46 条では「損害賠償」について定めており、民事法型の本法において重要な条項である。ここでも、障推連の主張を第 1 項では、損害賠償の責任を逃れるためには行為者が故意または過失がなかった点を立証しなければならないとしており、立証責任の転換をしている。一般の不法行為責任は被害者が証明しなければならないものである。

また同条第 2 項と第 3 項も注目すべきであり、被害者の財産上の損害額を、一般の不法行為論では、加害者の行為と因果関係のある損害の存在及び額は、被害者が立証しなければならない。しかし本法では、差別行為をした者が得た利益を被害者の損害額にみなすことと、それでも証明が不可能な場合は論全体の主旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる、と規定している。賠償額のみなし規定、認定規定は、障推

連が当初より主張していた懲罰的賠償制度の規定との引き換えに導入されたものである²⁷。米国等、英米法系の国家は懲罰的賠償制度などのように差別是正のための救済命令が可能であるが、日本や韓国など大陸法系の国家は、民法上の損害賠償制度においては填補的損害賠償という消極的救済しか期待できない(東, 2008, p. 51)。しかし、この規定によれば、差別被害者に対する賠償額を従来よりも多く算定することができ、被害者への救済の側面が強化されると評価できる。

また、第 47 条では「立証責任の配分」についての規定がされている。紛争の解決において、重要なのが挙証責任の問題である。差別行為があったのかなかったのか、という証明を誰がするかの問題である。当初より障推連は「立証責任の転換」という加害者側の立証責任規定を主張してきたが、「配分」という形で妥協した。少なくとも加害者側も障害に基づく差別がなかったことを立証しなければならなくなっており、第 46 条も含め、これらの制度は今後の日本における障害者差別禁止法制度の導入に大きな示唆を与えてくれるであろう。

第 6 章は罰則についての規定である。本法はいわゆる民事法型であるが、第 49 条において「差別」について厳格な要件を満たした場合、3 年以下の懲役または 3000 万ウォン以下の罰金などの刑事罰を準備しているという特徴を持つ。要件は非常に厳格であり、実際にどこまで適用されるかは不明であるにせよ、興味深い。

3. 障害者差別禁止法施行令

2008 年 4 月 11 日の障害者差別禁止法の施行に伴い、全 40 条と 6 つの別表から成る「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律施行令」(

)(以下、施行令)が策定された。同施行令の重要な役割として「正当な便宜」供与の内容、段階適用の範囲や時期を定めていることである。雇用に関して例を挙げると、同第 5 条は雇用に関する事業所への段階的範囲を規定し、具体的に別表 1 (事業長の段階的範囲)で以下のように定めている(原文は韓国語。訳は崔)。

- (1) 常時 300 人以上の勤労者を使用する事業長と国家及び地方自治団体：法施行後、1 年経過した日(2009 年 4 月 11 日)
- (2) 常時 100 人以上 300 人未満の勤労者を使用する事業長；法施行後、3 年経過した日(2011 年 4 月 11 日)
- (3) 常時 30 人以上 100 人未満の勤労者を使用する事業長；法施行後、5 年経過した日(2013 年 4 月 11 日)

別表の 2 では、同第 8 条に関連して教育機関の段階的適用範囲を、別表 3 では障害者差

別禁止法第 15 条に関連して財貨や用益に関する「行為者の段階適用」を定めている。別表 5 まではすべて段階適用の時期と範囲を示したものである。

また、「正当な便宜」の内容に関して、施行令第 6 条では雇用に関する「正当な便宜」の内容を定めている。例えば、第 1 項は「職務遂行の場所まで出入りが可能な出入り口、スロープ、高さ調節用作業台等の施設、装備の設置あるいは改造」、第 2 項は「作業日程の変更、入社退社時間の調整等、労働時間の変更あるいは調整」と規定されており、他の条項をみても、これら以上の詳細な規定は無い。これは個人個人と事業所等との協議や調整で具体的な内容が決まる「正当な便宜」の性質上、十分であると立法者が判断した模様であり、さらに詳細なガイドラインを作成する具体的な動きは現段階ではないという²⁸。

この、適用範囲と期間の設定は、即時的な義務となる正当な便宜供与義務の実効性を確保するために、大変参考となる方法であると思われる。

第 4 節 「正当な便宜」について

1. 障害者権利条約の合理的配慮と「正当な便宜」の基本的概念の比較

「正当な便宜」の定義及び適用除外規定については III の 2 で紹介した。ここでは、その性質や内容について、憲法との関係の議論や、障害者権利条約の「合理的配慮」(reasonable accommodation) 等との比較を行い、検討する。

まず、内容について、障害者差別禁止法第 4 条 1 項-4 の定義を見ると、「正当な便宜」とは「障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別や種別程度等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置であり、過度な負担や著しく困難な事情がある場合は適用除外となり、「正当な便宜」の拒否は差別となる。

障害者権利条約第 2 条の合理的配慮の定義は、「「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう」とある(川島＝長瀬仮訳, 2008)。

まず、「正当な便宜」供与義務は「事実的平等」の確保という類型に属し(川島, 2008)、拒否が差別になることや適用除外規定は、障害者権利条約と同様である(「正当な便宜」の適用除外規定たる「過度な負担」や「著しく困難な事情」についての詳細を説明することは今後の課題である)。しかし「正当な便宜」には「特定の場合に必要とされる」という特定要件が定義に入れられていない。この文言は合理的配慮が個々人で異なる「個別化された概念」であることを意味するがゆえに、集団的な性格を帯びる「ポジティブアクション」(アファーマティブアクション)と区別するため重要である、とされる(川島, 2008)。こ

の点について国家人権委員会は、正当な便宜はそれに該当する提供者が、該当する障害者に提供するものである、と解釈しているため²⁹、障害者権利条約上の「合理的配慮」と「正当な便宜」はその概念上の類似性が大きいといえよう。

相違点もある。まずは「合理的」()と「正当な」()という文言の違いである。ここで、障害者権利条約の韓国語訳では、“reasonable accommodation”を「合理的便宜」(合理的配慮)と訳している³⁰。すなわち、「合理的」と「正当な」は異なる意味を持つこととなる。この点について、複数の関係者から「合理的」より、障害者が権利として主張しやすい言葉として使用したものであり、「合理的配慮」より「正当な便宜」は障害者側に近いものである、との話を聞く。こうした「正当な便宜」の性質の解明には、2009年から段階的に適用される正当な便宜供与義務に基づく紛争の解決がどのように行われるかを分析し、他国との比較が必要になる。今後の研究課題である。

2. 国家等の義務

先に見た第8条の規定にもあるとおり、障害者差別禁止法の特徴として、私人間における行為についての規定に加え、国や自治体に対しての規定が多く見られることである。排除等の不利益取り扱いの禁止、施策の推進義務、正当な便宜供与規定が、事業者だけでなく国や自治体に対してもなされている。特に、第8条は、国や地方自治体が本法における差別の積極的な是正措置をとる義務を規定しており、他の国の差別禁止法制度との比較検討が必要な部分である。

「正当な便宜」に関しても第8条の第2項で「正当な便宜」が供与されるよう、必要な技術的・行政的・財政的支援を行わなければならないとされ、また、例えば、「移動及び交通手段等における差別禁止」条項である第19条6項で「国家及び地方自治体は、運転免許試験の申請、受験、合格の全ての過程で、正当な事由無しに障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。」と不利益取り扱いを禁止し、同条7項で「国家及び地方自治体は、障害者が運転免許試験のすべての過程を、障害者ではない人と同等に経ることができるように正当な便宜を供与しなければならない。」と、国と自治体に対して正当な便宜供与義務を規定している。

すなわち韓国の「正当な便宜」は、官民を問わず事業を行う主体に対しては法律に規定された領域において正当な便宜供与義務が発生し、国や自治体は、自らが事業主ではなくとも、正当な便宜を提供できるように民間の事業者を支援する義務がある。

障害者権利条約は、第2条(定義)、第4条(一般的義務)、第5条(平等と非差別)、さらに他の個別条文において、「合理的配慮の否定」を含む障害差別を禁止している。川島(2008)によると、本条約の下で、国家は私企業による合理的配慮の提供を確保する義務がある。また、国家は自ら合理的配慮を提供する義務をも負う。

ここから、「正当な便宜」と障害者権利条約の「合理的配慮」は、事業者と国並びに自治体による合理的配慮の確保のための２段階構造を規定している、という類似点を見出すことができる。

第５節 むすび

以上、韓国における障害者の権利保障制度について、障害者差別禁止法を中心に検討した。その制定過程や立法事例、権利救済制度など、多くの示唆点を日本に与えてくれる。

まず、第一に障害に基づく差別を禁止する法制度である。障害に関する限り憲法 14 条の「法の下での平等規定」の規定は裁判の中ではほぼ機能しておらず、例えば、障害者基本法第 3 条における理念規定は、実際の裁判では役に立たない（東，2002）。人権に基づいて障害者の相談や調停を有効に行える機関も見当たらない。

障害者権利条約では第 2 条で障害に基づく差別を定義し、締約国の一般的義務を定めた第 4 条の第 1 項 (a)(b)(e)、平等非差別を規定している第 5 条 2 項等で、条約上の権利の実施と差別に対する平等な法的保護を障害者に保障する、と規定されている。こうした条約の規定からも、合理的配慮の否定を含む差別を禁止する差別禁止法制度が必要である（東，2008）。

韓国の障害者差別禁止法は、生活のあらゆる分野にわたる規定を行っている。それが障推連の取り組みのもとで全国から集められた障害者や関係者の声を反映させたものである、という事実は、私たちにさまざまな示唆を与えてくれる。日本においても同様の事例がある。2006 年 10 月の、千葉県の障害者・児への差別を禁止する条例（障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県作り条例）の制定である。障害者に対する差別を禁止する法制度としては日本で最初となる画期的なことである。タウンミーティング等を重ね、800 もの差別事例を収集し、条例策定につなげたことは韓国の障害者差別禁止法の立法過程と似ているのである³¹。

また、障推連が最後まで主張した(a)国家人権委員会から独立した障害者差別禁止委員会の設置、(b)実効的な権利救済手段としての是正命令、(c)立証責任の転換、(d)懲罰的賠償制度導入は、それぞれ妥結を余儀なくされて入るが、(a)を除けば、それぞれの趣旨に沿って、ある程度の導入に成功していることも紹介した。法の適用範囲＝障害者の範囲の問題も含め、非常に参考になる立法例となったのである。次に救済機関について、である。国家人権委員会はその限界性を持ちつつも、実効性と意義についてはすでに述べた。さらに、韓国領域内にいるすべての人が多用な方法で利用することができる「利用のし易さ」、国際人権理論の研究や啓発事業といった事業内容の多様性も魅力である。これに関連して、2008 年 10 月、第 94 会期国際人権規約自由権規約委員会はその最終見解の第 9 パラグラフで、日本政府に対し独立した人権機関の未設置に対する懸念を表明している³²。韓国の国家人

権委員会は今後の日本における人権機関として、有力なモデルになると思われる。

多くの課題も見えてきた。まず、韓国の障害者施策における差別禁止法の位置付けや性質の考察である。日本における障害者の憲法上の権利についての先行研究や、韓国における同様の研究などが手がかりとなる³³。具体的には、障害者福祉制度と権利保障法制度の関係、韓国国内での障害者差別禁止法の法的な位置付けに関する議論を紹介し、これらを基に差別禁止法が社会の不平等の構造そのものへのアプローチができないという批判³⁴についての考察を行いたい。

次に、「正当な便宜」について、である。その供与義務が2009年から分野や事業体の規模に応じて、段階的に適用されることとなる。国家人権委員会等の判断事例を収集し、「正当な便宜」と「合理的配慮」の概念の整理を行う必要がある。そして、先に述べた障害者差別禁止法の「正当な便宜」確保のための2段構造がどれだけ機能するか明らかにする事が重要である。

「私たちが行く道が歴史である」。これは、障推連が開催した障害者差別禁止法制定祝賀会の垂れ幕に書かれた文章である。まだ歴史は終わっていない。今後、本格的な施行がなされ、障害者差別禁止法の規定がどれだけ機能するのか、どのような補完策が必要とされるのか。日本における障害者権利法制度の確立に一助となる提起を行うことができれば幸いである。

〔付記〕

本稿の執筆にあたり、川島聡（東京大学）、岡部耕典（早稲田大学）、引馬知子（田園調布学園大学）の各氏から、本稿の構成や内容等についての多くの示唆をいただいた。現地調査においては、韓国の国家機関関係者、特に国家人権委員会差別是正本部障害差別チームの方々に格別のご配慮を賜った。また、韓国 DPI を始め、障推連、イ・イクソプ延世大学教授及び同研究室の方々より、全面的なご協力を頂戴したことをここに記す。

〔注〕

¹ 韓国では「障害者」を「障碍人」()と表記する。日本ではさまざまな議論があり、本稿ではとりあえず一般的に使用されている「障害者」という表記を採用する。韓国の障害者の定義については、日本と同様、法律等によって若干の違いがある。参考までに、障害者福祉法では、14の障害に類別し、軽重による等級を設け、登録するという登録制度を規定している。これは、ほぼ日本の手帳制度に類似したものであるが、種別の内容を見ると顔面障害が含まれるなど、日本より若干広い定義となっている。2007年現在、韓国の登録障害者数は保健福祉家族省政策統計ポータルウェブサイトの

(http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=1416&bbs=INDX_001)によれば210万5千人であり、全人口の5%に達しない。

² 障害者差別禁止法については、日本語訳としては、崔仮訳（2007b）。本稿で言及する韓国の法律の韓国語原文は、韓国法制処（Ministry of Government Legislation）の国家法制情報センターのウェブサイト（<http://www.law.go.kr/LSW/Main.html>）を参照。

³ 障害者権利条約における女性障害者関連条項についての韓国の NGO の活動については、まとまった論考が待たれているところである。韓国は、政府代表として当時韓国 DPI 会長で全盲のイ・イクソプ延世大学教授が第 3 回から第 8 回特別委員会において、その重責を担った。また、韓国内の複数の障害関連団体が障害者権利条約推進連帯（ ）を結成し、特別委員会に多くの代表団が参加している。筆者は 7 回ほど特別委員会に参加する幸運を得ているが、個人的な所感として、韓国の政府と民間団体共に特に女性障害者に関し、ロビー活動やサイドイベントの開催など、非常に積極的に活動していた。

⁴ 障推連については、障推連ホームページ（<http://www.ddask.net/>）を参照。

⁵ 合理的配慮についての論考は川島（2008）や東（2008）、EU に関しては、指田（2007）や引馬（2008）。

⁶ 本稿は、ジェットロ・アジア経済研究所の「開発途上国の障害者と法」を主題とする 2 カ年研究の「中間報告」（preliminary report）として位置づけられているものであり、2008 年 11 月 13 日から 18 日までの現地調査によって収集した資料やインタビューを基にまとめたものである。それ以外に、同年 6 月 29 日から 7 月 2 日にかけて行われた日本弁護士連合会人権擁護委員会障害者特別部会の韓国調査時に筆者は参加する機会を得ており、同調査における資料やインタビューも参考としていることを断っておく。

⁷ 韓国では国家人権委員会の他、選挙管理委員会並びに憲法裁判所が憲法により三権から独立した国家機関とされている。国家人権委員会は未だ憲法規定がされていない。

⁸ 国家人権委員会法第 2 条 4 では、同法の対象および差別行為の定義を以下のとおり規定している（訳は崔）。

「平等権侵害の差別行為」とは、合理的な理由なしに、性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域（出生地、登録基準地、成年になる前の主な居住地域をいう）、出身国家、出身民族、容貌等の身体的条件、既婚・未婚・別居・離婚・死別・再婚・事実婚等婚姻関係の有無、家族形態、人種、皮膚の色、思想又は政治的意見、刑の効力が失効した前科、性的志向、学力、兵歴等を理由に、次の各目のある一つに該当する行為をいう。但、現存する差別を解消するために特定の人（特定の人たちの集団を含む。以下、同）を暫定的に優待する行為を内容とする法令の制定・改正及び政策の立案・遂行は、平等権侵害の差別行為（以下、「差別行為」とする）と看做さない。

カ．雇用（募集、採用、教育、配置、昇進、賃金及び賃金以外の金品支給、支給の融資、定年、退職、解雇等を含む）と関連して、特定の人を優待・排除・区別し、並びに不利に取り扱う行為

ナ．財・用益・交通手段・産業施設・土地・住居施設の供給や利用と関連して、特定の人を勇退・排除・区別し、並びに不利に取り扱う行為

タ．教育施設や職業訓練機関での教育・訓練や、その利用と関連して特定の人を優待・排除・区別し、並びに不利に取り扱う行為

ラ．セクシャルハラスメント行為

⁹ ガ （2008, p. 170）

¹⁰ 2008 年 11 月 13 日の国家人権委員会におけるインタビュー等による。

¹¹ ガ （2008, p. 172）

¹² 2008 年 11 月 13 日の国家人権委員会におけるインタビュー等による。

¹³ 日本政府は国連人権条約体から同様の勧告を受けている。2001 年 3 月 20 日に公表された第 58 会期人種差別の撤廃に関する委員会の最終見解

(CERD/C/58/CRP.CERD/C/58/Misc.17/Rev.3) や、2008 年 10 月 30 日に公表された第 94 回会期自由権規約委員会の最終見解 (CCPR/C/JPN/CO/5 18 December 2008) 参照。

¹⁴ 本章については、2007 年 9 月 6 日、DPI 世界会議韓国大会の特別セッションとして、韓国高陽市 KINTEX において JDF と障推連で共催した「障害者差別禁止法日韓セッション」資料 (

) を参照。とりわけ、 (2007) (韓国語原文は、pp. 15-52。日本語要訳は、pp. 127-136)、 (2007, pp. 53-76) を基に、関係団体機関誌等において収集した情報を加え、整理したものである。ちなみに は障推連事務局長であり、本調査等に多大な協力を頂いた。 は障推連法制定委員会副委員長。

¹⁵ (2007) 参照。

¹⁶ 2008 年 11 月 16 日、障推連事務所におけるインタビューによる。

¹⁷ 弁護士。障推連法制定委員会委員長を務め、障推連の法案作りにおいて中心的役割を担った。今回の調査においても全面的なご協力を得た。

¹⁸ 国家人権委員会差別是正本部長

¹⁹ 障害者差別禁止法の障害の定義については、国家人権委員会法のそれよりも狭く、障害者福祉法と同程度であり、改正が必要であるとの意見がある (, 2008)。これらの検証については今後の課題としたい。

²⁰ 「障害の社会モデル」と「障害の医学モデル」については本稿で詳細は論じないが、川島と東によれば、「障害の社会モデル」(social model of disability) とは「障害者の不利や排除等の「障害問題」(problem of disability) の原因と責任を社会の側に帰属させる」ことであり、このモデルは「障害問題」の原因と責任を障害者個人に還元させる「障害の医学モデル」(medical model of disability) と対立し、障害を社会的構築物 (a social construct) として観念する」ものとしている。(川島=東, 2008, p. 20)

²¹ EU 均等枠組指令の間接差別の定義については、竹中 (2002, p. 51)。ここでは「表面的には中立的な規定、基準、慣行であっても、特定の障害を持つ者に対して、他の者に比して特定の不利益を与える場合には、当該の規定、基準、慣行が正当な目的により客観的に正当化され、かつこの目的を達成する手段が適切で必要なものではないかぎり、間接的差別が成立する { 第 2 条 2 項 (b) }」とある。

²² ADA の差別類型や間接差別のまとめについては、長谷川 (2008, p. 42)。ADA 全般については、石川 (2008) を参照。

²³ 2008 年 6 月 30 日、「韓国経営者総協会」() 関係者の日弁連との懇談における発言等。

²⁴ 延世大学法科大学法学部教授

²⁵ チョン教授の見解についてここでは紹介できないが、これに対する反対意見もあり、今後整理すべき課題であるように思われる。例えば、 (2008a) 参照。

²⁶ 2008 年 11 月 16 日の障推連事務所におけるインタビューによる。

²⁷ 同上

²⁸ 2008 年 11 月 13 日の国家人権委員会でのインタビュー等による。

²⁹ 同上

³⁰ 加 (2007, pp. 221-256)

³¹ 条例策定の経緯や内容について詳しくは、野沢 (2007) 参照。また関連して、東 (2007) 参照。

³² Human Rights Committee (2008) .

³³ 例えば、青柳 (2008, p. 9) 参照。韓国については、 (2008), (2008a) 参照。

³⁴ 例えば、岩崎 (2004) 参照。ここで特に興味深い議論として、差別を法律で禁止する戦略は、正当化された不平等による差別について、結果の不平等を容認せざるを得ないという問題や、「自立」という社会規範性を要求する社会の生産システムと分配システムを前提とする問題点の提起をしている (Ibid. pp. 69-70)。

〔参考文献〕

日本語文献

障害者差別禁止法日韓セッション資料 [2007] (韓国障害者差別禁止実践連帯, 日本障害フォーラム)

青柳幸一 [2008] 「障害をもつ人の憲法上の権利と『合理的配慮』」(『筑波ロー・ジャーナル』第4号, pp. 55-106)

石川球子 [2008] 「米国における障害者差別禁止と合理的配慮をめぐる動向」(障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究——EU 諸国及び米国の動向』調査研究報告書 No. 87, pp. 57-95)

岩崎晋也 [2004] 「障害者施策における差別禁止戦略の有効性と限界性」(『社会政策研究』第4号, pp. 51-72)

川島聡 [2008] 「障害者権利条約における障害差別禁止と合理的配慮」(障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究——EU 諸国及び米国の動向』調査研究報告書 No. 87, pp. 33-55)

川島聡 = 東俊裕 [2008] 「障害者の権利条約の成立」(長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, pp. 11-34)

川島聡 = 長瀬修 (仮訳) [2008] 「障害のある人の権利に関する条約仮訳 (2008 年 5 月 30 日付)」(長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, pp. 207-287)

崔栄繁 [2007a] 「合理的配慮とは何ですか？」(東俊裕監修, DPI 日本会議編集『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社, pp. 24-28)

—— [2007b] 「韓国障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」(『福祉労働』第 117 号, pp. 146-162)

指田忠司 [2007] 「差別禁止法制の展開と雇用割り当て制度の変容」(障害者職業総合センター編『EU 諸国における障害者差別禁止法制の展開と障害者雇用施策の動向』調査研究報告書 No. 81, pp. 42-57)

申恵手 [1999] 『人権条約上の国家の義務』日本評論社

- 竹中康之 [2002] 「EU における障害者差別禁止法制の展開と課題」(ワールド・ワイド・ビジネス・レビュー第 3 巻第 2 号, pp. 47-64)
- 長谷川珠子 [2008] 「アメリカにおける障害者雇用の実態と 2008 年 ADA 改正法」(『福祉労働』第 121 号, pp. 32-42)
- 東俊裕 [2008] 「障害に基づく差別の禁止」(長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, pp. 35-72)
- [2007] 「障害に基づく差別にはどんなものがあるのですか？」(東俊裕監修, DPI 日本会議編集『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社, pp. 14-23)
- [2002] 「差別禁止法制定に向けて考えること」(障害者差別禁止法制定作業チーム編『当事者がつくる障害者差別禁止法』現代書館, pp. 8-16)
- 引馬知子 [2008] 「EU 地域の『障害』に関わる均等法政策の複層的な展開と合理的配慮」(障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究——EU 諸国及び米国の動向』調査研究報告書 No. 87, pp. 11-31)
- 野沢和弘 [2007] 『条例のある街——障害のある人もない人も暮らしやすい時代に』(ぶどう社)

外国語文献

- Convention on the Rights of Persons with Disabilities [2006] (長瀬修ほか編著『障害者の権利条約と日本——概要と展望』生活書院, pp. 207-287)
- 가 (国家人権委員会) [2008] 「
」(障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律説明会)
- 가 (国家人権委員会) [2007] 「 (障害者権利条約
解説集)
(チョン・グァンソク) [2008] 「
」(障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 政策課題) (
(韓米障害者フォーラム) 「
」(障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 政策課題), pp.
35-54)
(チョン・ヨンスン) [2008] 「 (障害
者差別禁止法の制定の意義と主要内容) (가 (国家人権委員会)
「 (障害者差別禁止及び権
利救済等に関する法律説明会資料), pp. 5-19)
(バク・チョンウン) [2008a] 「 (障害者差別禁止
法の政策課題)(韓米障害者フォーラム) 「
」(障害者差別禁止及び権利救済等に関する法

律政策課題), pp. 57-70)

—— [2008b] 「 : 」 (障害者差別禁止法の影響
及び展望 : 権利救済) (가 (国家人権委員会) 「
」 (障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律
説明会資料), pp. 91-111)

—— [2007] 「 」 (障害者差別禁止法制定の経
過と主な内容) (, 韓国障害者差
別禁止法実践連帯・日本障害フォーラム , pp. 15-52)
(박·옥순) · (김·관영) [2007] 「
」 (障害者差別禁止法制定闘争の過程に関する小考)
(, 韓国障害者差別禁止法実践
連帯・日本障害フォーラム , pp. 52-86)

Human Rights Committee [2008] Consideration of Reports submitted by States Parties under Article 40
of the Covenant (CCPR/C/JPN/CO/5 of 18 December 2008)